

## 鹿児島市企業・団体間交流・出会いサポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の大きな要因と言われる「未婚化・晩婚化」への対応策として、独身男女を対象とした出会いの場を提供することを目的としたイベント（以下「出会いイベント」という。）に対し、予算の範囲内において企業・団体間交流会開催費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる出会いイベント（以下「補助事業」という。）は、鹿児島市企業・団体間交流・出会いサポート事業実施要領第3条に定める「従業員サポート団体」及び「出会いサポート団体」（以下「登録団体」という。）が、同要領第8条に基づき実施するもので、かつ、募集定員20名以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助、助成又は委託を受けて実施するもの
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事等を行い、及び信者を教化育成することを目的として実施するもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的として実施するもの
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を支持し、又はこれらに反対することを目的として実施するもの
- (5) 別表第1に掲げるいずれかに該当するものを契約の相手として実施するもの

(補助対象経費、補助限度額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額は、別表第2のとおりとし、補助対象経費の実支出額と補助限度額の少ない方の額と、総事業費から参加料その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を、補助事業を実施する登録団体（以下「補助事業者」という。）に交付する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付制限)

第4条 一つの補助事業者が、同一の会計年度内に補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助を受けようとする事業に着手するまでの間に行うものとする。

- 2 規則第4条第1号の事業計画書は、様式第1とする。
- 3 規則第4条第2号の収支予算書は、様式第2とする。
- 4 規則第4条第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 補助金所要額計算書（様式第3）
  - (2) 課税事業者・免税事業者届出書（様式第4）
  - (3) その他市長が必要と認めるもの  
（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日とする。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定により別に定める実績報告の時期は、補助事業が完了した日から起算して1月又は交付決定の日の属する年度の最終日のいずれか早い日とする。

- 2 規則第14条第1号の事業実績書は、様式第5とする。
- 3 規則第14条第2号の収支決算書は、様式第6とする。
- 4 規則第14条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 補助金所要額決算書（様式第7）
  - (2) 経費明細書及び支出を証明する書類又はその写し
  - (3) 写真、チラシ等事業を実施したことを示すもの
  - (4) その他市長が必要と認めるもの  
（決定の取消し）

第8条 補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があった場合は、補助事業者は当該補助金を返還するものとする。

- (1) 補助事業を実施しなかったとき
- (2) 交付決定の日の属する年度の最終日までに補助事業が完了しなかったとき
- (3) 申請内容と著しく異なる事業を実施したとき
- (4) 提出された申請内容等に虚偽の記載があったとき
- (5) 補助事業者が、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められたとき  
（関係書類の保存）

第9条 補助事業者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税の仕入控除税額の取扱い）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号

）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第3条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助事業者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。

5 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第8）により、速やかに市長に報告しなければならない。

6 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

別表第1（第2条、第8条関係）

- 1 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項に規定する暴力団員
- 2 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- 7 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	補助限度額
報償費、旅費、需用費（食糧費及び賄材料費を除く）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料	1回の実施にあたり 100千円

補助対象経費一覧（内容は一例とする。）

補助対象経費	内容
報償費	司会者や婚活アドバイザーに対する謝金等
旅費	司会者や婚活アドバイザーに係る旅費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
委託料	パンフレット製作費等
使用料及び賃借料	会場、自動車等の借上げ料、施設の入場料等

注1）次の5つの経費は、補助対象経費とは認めない。

- ・補助事業の実施と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費
- ・補助事業者の内部の者に対する謝金及び委託料
- ・参加者及びスタッフの宿泊費並びに飲食費
- ・施設の入場料等に飲食費が含まれており、これらを分けることができない場合の当該入場料
- ・参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの

## 事業計画書

事業名(イベント名)			
日時			
場所			
募集定員数	名（内訳：男性      名、女性      名）		
事業内容 ※実施する内容について 具体的に記入			
事業スケジュール  周知開始時期 申込開始 申込〆切 等	日程	実施内容	
広報計画	広報手段	広報期間	具体的内容（配付、掲載先等）

※必要に応じ、参考資料を添付すること。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分		金 額	内 訳	備考
市補助金				千円未満端数 切捨て
自己資金				
寄付金	参加者負担金(①)		(男性 円、女性 円)	
その他	その他の収入(②)			
計				

2 支出

区 分	金 額	積算内訳	備考
補助対象経費			
小 計 (③)			
補助対象外経費			
小 計 (④)			
合 計 (⑤)=(③)+(④)			

※補助事業となる出会いイベントに係る経費のみ記入すること。

補助金所要額計算書 (予算)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費額 (D)	算定基準額 (E)	補助金所要額 (F) 上限100千円 (千円未満切捨て)

※ (A) 欄には、収支予算書の「2支出」の「合計 (⑤)」の額を記載してください。

※ (B) 欄には、収支予算書の「1収入」の「寄付金その他」の欄を合計(①+②)した額を記載してください。

※ (D) 欄には、収支予算書の「2支出」の「補助対象経費の小計 (③)」の額を記載してください。

※ (E) 欄には、(C) 欄と (D) 欄を比較して少ない方の額を記載してください。

※ (F) 欄には、(E) 欄の額と100千円を比較して少ない方の額を記載 (千円未満切捨て) してください。



## 事業実績報告書

事業名(イベント名)			
日時			
場所			
参加実績	募集定員数	名（内訳：男性 名、女性 名）	
	参加決定数	名（内訳：男性 名、女性 名）	
	当日参加数	名（内訳：男性 名、女性 名）	
	※欠席者数	名（内訳：男性 名、女性 名）	
事業内容 ※実施した内容について 具体的に記入			
事業スケジュール  周知開始時期 申込開始 申込〆切 等	日程	実施内容	
広報	広報手段	広報期間	具体的内容（配付、掲載先等）

※経費明細書及び支出を証明する書類又は写しを添付すること。

※写真、チラシ等、実施したことを示す書類を添付すること。

様式第6 (第7条関係)

収 支 決 算 書

1 収入

区 分	金 額	内 訳	備考
市補助金			千円未満端数 切捨て
自己資金			
寄付金	参加者負担金 (①)	(男性 円、女性 円)	
その他	その他の収入 (②)		
計			

2 支出

区 分	金 額	積算内訳	備考
補助対象経費			
小 計 (③)			
補助対象外経費			
小 計 (④)			
合 計 (⑤)=(③)+(④)			

※補助事業となる出会いイベントに係る経費のみ記入すること。

補助金所要額計算書（決算）

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費額 (D)	算定基準額 (E)	補助金所要額 (F) 上限 100 千円 (千円未満切捨て)

※ (A) 欄には、実績報告書の「2支出」の「合計 (5)」の額を記載してください。

※ (B) 欄には、実績報告書の「1収入」の「寄付金その他」の欄を合計(①+②)した額を記載してください。

※ (D) 欄には、実績報告書の「2支出」の「補助対象経費の小計 (3)」の額を記載してください。

※ (E) 欄には、(C) 欄と (D) 欄を比較して少ない方の額を記載してください。

※ (F) 欄には、(E) 欄の額と 100 千円を比較して少ない方の額を記載（千円未満切捨て）してください。

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地  
名称  
代表者名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

鹿児島市企業・団体間交流・出会いサポート事業補助金交付要綱第10条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）                      | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |